

豊島区見本市等出展支援事業

～見本市等への出展経費を一部補助します～

◆補助対象事業（以下「見本市等」とする。）

自社の製品や技術等を広く紹介するための見本市、展示会、博覧会

◆補助対象者

区内中小企業者

区内中小企業者によって組織された団体

※区内中小企業者=個人事業主の場合は区内に主たる事業所があるもの。法人の場合は区内に本店登記地と主たる事業所があるもの。

◆補助対象経費

出展小間料

◆補助金額

補助対象経費の1/2以内で限度額10万円（千円未満は切り捨て）

◆申請受付期間

【交付申請】2020年2月28日（金）まで

【完了報告】2020年3月23日（月）まで

※応募者多数の場合等、受付期間内でも申込みを打ち切ることがあります。

◆手続き方法

裏面「補助金交付の流れ」参照

◆注意事項

- ・申請対象となる見本市等の開催日が平成31年度内のものに限りませぬ。
- ・「としまものづくりメッセ」は補助対象にはなりません。
- ・必ず見本市等開催前に交付申請して下さい。（開催後の申請は対象となりませぬ。）
- ・補助の回数は年度内1回まで、31年度を初回として1社5回までです。
- ・「としま企業支援サイト（<http://www.city.toshima-kigyo.jp/>）」に未登録の場合は登録をしてください。

◆問合せ先・書類送付先

豊島区 文化商工部 生活産業課 商工グループ

住所：豊島区南池袋 2-45-1 豊島区庁舎7F

補助金交付の流れ

- 見本市等出展支援事業 -

1 交付申請

企業者様は区に以下書類を提出し、補助金交付の申請をして頂きます。（郵送可）

必ず見本市等
開催前に申請
して下さい。

- ① 補助金交付申請書【ダウンロード可※】
- ② 事業計画書【ダウンロード可※】
- ③ 見本市等の出展申込書写し
- ④ 見本市等の概要・出展小間料が分かるもの（出展案内・HPのコピー等）
- ⑤ 下表の中のいずれかを提出（写し可）

	原則	起業1年未満
個人事業主	個人事業税納税証明書 (非課税の場合は確定申告書)	個人事業の開廃業等届出書等 (受付印のあるもの)
法人	法人都民税・事業税の納税証明書 (または課税されていないことを証明するもの)	履歴事項全部証明書 (発行日から3か月以内のもの)
区内中小企業者で 組織された団体	団体の規約及び会員名簿	

- ⑥ 会社案内（会社名、代表者名、所在地、連絡先、事業内容がわかるもの）
- ※ただし、【法人】履歴事項全部証明書の写し、
【個人】開業・廃業等届出書の写しでも可

2 交付決定通知

区は書類を審査し、補助対象となれば「補助金交付決定通知書」を送付します。

3 見本市等出展

後の手続きで必要となりますので、出展した見本市等のパンフレットを保管しておいて下さい。

4 事業完了報告

企業者様は区に以下書類を提出し、見本市等出展の完了報告をして頂きます。（郵送可）

- ① 事業完了報告書【ダウンロード可※】
- ② 補助金請求書兼口座振替依頼書【ダウンロード可※】
- ③ 出展小間料の支払いが確認できるものの写し（領収書・銀行振込明細書等）
- ④ 収支報告書（様式は任意）【ダウンロード可※】
- ⑤ 見本市等のパンフレット

5 交付確定通知

区は書類を審査し、「補助金額確定通知書」を送付します。

振込まで1か月程度かかることがあります。ご了承下さい。

6 補助金振込

区は補助金請求書に記入された口座に補助金を振り込みます。

※ 【ダウンロード可】とある書類については、以下ホームページから様式がダウンロードできます。
としまビジネスサポートセンター補助金URL http://toshima-biz.com/O3_hojokin_mihonichi.html